

令和7年度 第1回 大船渡市国民健康保険運営協議会

日 時：令和7年8月27日（水）午後1時30分

場 所：大船渡市役所 議員控室

〈 次 第 〉

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 報 告

(1) 報告第1号 令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について
【資料1】

(2) 報告第2号 令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について
【資料2】【資料3】

5 議 事

(1) 諮問第1号 令和7年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）を定めることについて【資料4】

6 そ の 他

7 閉 会

報告第 1 号

令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算
について

令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）の決算状況に
ついて報告します。

令和 7 年 8 月 27 日

大船渡市長 渕 上 清

報告第2号

令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）

決算について

令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）の決算状況について報告します。

令和7年8月27日

大船渡市長 渕 上 清

諮問第 1 号

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正
予算（第 1 号）を定めることについて

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
1 号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協
議会の審議に付します。

令和 7 年 8 月 27 日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

大船渡市国民健康保険運営協議会委員名簿

No.	氏 名	委員の種別	今期委嘱 開始年月日	任期満了 年月日	推薦団体等
1	かり や まこと 刈 谷 忠	公益代表	R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市社会福祉協議会
2	やま もと かつ お 夫 山 本 勝 夫		R6. 5. 26	R9. 5. 25	公益社団法人大船渡市シ ルバー人材センター
3	き とう みちこ 佐 藤 美智子		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市民生児童委員協 議会
4	こ まつ ゆ み 小 松 由 美		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市地域婦人団体連 絡協議会
5	ほし だ とおる 星 田 徹	保険医・ 保険薬剤師代表	R7. 8. 19	R9. 5. 25	岩手県立大船渡病院
6	たき た たもつ 滝 田 有		R6. 5. 26	R9. 5. 25	一般社団法人気仙医師会
7	くま がい ひで と 熊 谷 英 人		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡歯科医師団
8	きん の よし のり 金 野 良 則		R6. 5. 26	R9. 5. 25	気仙薬剤師会
9	おい かわ くみこ 及 川 久美子	被保険者代表	R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市農業協同組合
10	おい かわ つや こ 及 川 艶 子		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市水産振興連絡会
11	さき き ひろ こ 佐々木 博 子		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡商工会議所
12	かり や ゆ り 刈 谷 由 里		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市食生活改善推 進員団体連絡協議会

(順不同)

令和 6 年度

大船渡市国民健康保険

特別会計（事業勘定）

歳入歳出決算書

令和6年度国民健康保険特別会計(事業勘定) 決算

【歳入】

(単位：円)

予算科目	当初予算額	予算現額 A	収入済額 B	比 較 (B－A)	備 考
1 国民健康保険税	637,919,000	657,219,000	672,452,815	15,233,815	
1 国民健康保険税	637,919,000	657,219,000	672,452,815	15,233,815	
1 一般被保険者国民健康保険税	637,909,000	657,209,000	672,439,023	15,230,023	
1 医療給付費分現年課税分	421,205,000	432,905,000	445,319,907	12,414,907	
2 後期高齢者支援金分現年課税分	143,244,000	149,844,000	155,904,433	6,060,433	
3 介護納付金分現年課税分	47,205,000	48,205,000	49,875,280	1,670,280	
4 医療給付費分滞納繰越分	17,195,000	17,195,000	14,433,598	△ 2,761,402	
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	6,226,000	6,226,000	4,798,787	△ 1,427,213	
6 介護納付金分滞納繰越分	2,834,000	2,834,000	2,107,018	△ 726,982	
2 退職被保険者等国民健康保険税	10,000	10,000	13,792	3,792	
1 医療給付費分滞納繰越分	8,000	8,000	7,845	△ 155	
2 後期高齢者支援金分滞納繰越分	1,000	1,000	2,610	1,610	
3 介護納付金分滞納繰越分	1,000	1,000	3,337	2,337	
2 使用料及び手数料	300,000	300,000	332,450	32,450	
1 手数料	300,000	300,000	332,450	32,450	
1 督促手数料	300,000	300,000	332,450	32,450	
3 国庫支出金	10,000	115,000	105,000	△ 10,000	
1 国庫補助金	10,000	115,000	105,000	△ 10,000	
1 災害臨時特例補助金	10,000	10,000	0	△ 10,000	
2 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	105,000	105,000	0	
4 県支出金	3,041,069,000	2,902,468,000	2,629,855,248	△ 272,612,752	
1 県補助金	3,041,069,000	2,902,468,000	2,629,855,248	△ 272,612,752	
1 保険給付費等交付金	3,041,069,000	2,902,468,000	2,629,855,248	△ 272,612,752	
1 普通交付金	2,990,189,000	2,854,189,000	2,564,936,952	△ 289,252,048	
2 特別交付金	50,880,000	48,279,000	64,918,296	16,639,296	
保険者努力支援分	15,315,000	15,315,000	15,048,000	△ 267,000	
特別調整交付金分	22,003,000	19,402,000	22,505,000	3,103,000	
県繰入金(2号)分	3,756,000	3,756,000	18,237,296	14,481,296	
特定健康審査等負担金	9,806,000	9,806,000	9,128,000	△ 678,000	
5 財産収入	33,000	149,000	148,183	△ 817	
1 財産運用収入	33,000	149,000	148,183	△ 817	
1 利子及び配当金	33,000	149,000	148,183	△ 817	
6 繰入金	409,886,000	413,565,000	401,378,879	△ 12,186,121	
1 他会計繰入金	409,886,000	413,565,000	401,378,879	△ 12,186,121	
1 一般会計繰入金	409,886,000	413,565,000	401,378,879	△ 12,186,121	
1 保険基金安定繰入金	239,729,000	244,544,000	244,543,086	△ 914	
2 未就学児均等割保険料繰入金	949,000	949,000	847,358	△ 101,642	
3 職員給与費等繰入金	92,508,000	88,141,000	77,733,806	△ 10,407,194	
4 産前産後保険料繰入金	270,000	270,000	160,487	△ 109,513	
5 出産育児一時金等繰入金	3,334,000	3,334,000	1,992,000	△ 1,342,000	
6 財政安定化支援事業繰入金	72,596,000	75,827,000	75,826,658	△ 342	
7 運営費繰入金	500,000	500,000	275,484	△ 224,516	
7 繰越金	1,000	43,000,000	43,000,134	134	
1 繰越金	1,000	43,000,000	43,000,134	134	
1 繰越金	1,000	43,000,000	43,000,134	134	
8 諸収入	10,522,000	55,355,000	54,726,139	△ 628,861	
1 延滞金及び過料	2,001,000	2,001,000	3,864,234	1,863,234	
1 一般被保険者延滞金	2,000,000	2,000,000	3,831,448	1,831,448	
2 退職被保険者等延滞金	1,000	1,000	32,786	31,786	
2 雑入	8,521,000	53,354,000	50,861,905	△ 2,492,095	
1 第三者納付金	2,000,000	11,000,000	9,660,427	△ 1,339,573	
2 返納金	2,000,000	13,500,000	13,056,244	△ 443,756	
3 特定健康診査徴収金	3,787,000	3,787,000	3,078,000	△ 709,000	
4 雑入	734,000	25,067,000	25,067,234	234	
歳入合計	4,099,740,000	4,072,171,000	3,801,998,848	△ 270,172,152	

【歳出】

(単位：円)

予算科目	当初予算額	予算現額 A	支出済額 B	比 較 (A－B)	備 考
1 総務費	97,707,000	93,445,000	85,110,406	8,334,594	
1 総務管理費	68,943,000	68,276,000	62,973,943	5,302,057	
1 一般管理費	63,126,000	62,459,000	57,167,143	5,291,857	
2 連合会負担金	5,817,000	5,817,000	5,806,800	10,200	
2 徴税費	28,213,000	24,618,000	21,929,669	2,688,331	
1 賦課徴収費	28,213,000	24,618,000	21,929,669	2,688,331	
3 運営協議会費	551,000	551,000	206,794	344,206	
1 運営協議会費	551,000	551,000	206,794	344,206	
2 保険給付費	3,010,119,000	2,894,919,000	2,600,487,359	294,431,641	
1 療養諸費	2,570,266,000	2,474,766,000	2,234,451,752	240,314,248	
1 療養給付費	2,551,700,000	2,450,143,203	2,214,596,747	235,546,456	
2 療養費	10,500,000	16,556,797	12,331,341	4,225,456	
3 審査支払手数料	8,066,000	8,066,000	7,523,664	542,336	
2 高額療養費	431,900,000	411,900,000	360,596,905	51,303,095	
1 高額療養費	431,400,000	411,400,000	360,465,624	50,934,376	
3 高額介護合算療養費	500,000	500,000	131,281	368,719	
3 移送費	100,000	100,000	0	100,000	
1 移送費	100,000	100,000	0	100,000	
4 出産育児諸費	5,003,000	5,003,000	2,768,702	2,234,298	
1 出産育児一時金	5,000,000	5,000,000	2,767,442	2,232,558	
2 出産育児一時金支払手数料	3,000	3,000	1,260	1,740	
5 葬祭諸費	2,700,000	3,000,000	2,670,000	330,000	
1 葬祭費	2,700,000	3,000,000	2,670,000	330,000	
6 傷病手当金	150,000	150,000	0	150,000	
1 傷病手当金	150,000	150,000	0	150,000	
3 国民健康保険事業費納付金	899,198,000	899,198,000	899,196,820	1,180	
1 国民健康保険事業費納付金	899,198,000	899,198,000	899,196,820	1,180	
1 国民健康保険事業費納付金	899,198,000	899,198,000	899,196,820	1,180	
一般被保険者医療給付費分	579,409,000	579,409,000	579,408,754	246	
一般被保険者後期高齢者支援金等分	236,243,000	236,243,000	236,242,094	906	
介護納付金分	83,546,000	83,546,000	83,545,972	28	
4 共同事業拠出金	2,000	2,000	0	2,000	
1 共同事業拠出金	2,000	2,000	0	2,000	
1 その他共同事業事務費拠出金	2,000	2,000	0	2,000	
5 保健事業費	30,087,000	30,087,000	25,107,546	4,979,454	
1 特定健康診査等事業費	28,668,000	28,668,000	23,843,609	4,824,391	
1 特定健康診査等事業費	28,668,000	28,668,000	23,843,609	4,824,391	
2 保健事業費	1,419,000	1,419,000	1,263,937	155,063	
1 保健衛生普及費	1,419,000	1,419,000	1,263,937	155,063	
6 基金積立金	34,642,000	103,265,000	103,264,183	817	
1 基金積立金	34,642,000	103,265,000	103,264,183	817	
1 財政調整基金積立金	34,642,000	103,265,000	103,264,183	817	
7 諸支出金	26,985,000	50,255,000	46,413,999	3,841,001	
1 償還金及び還付加算金	7,261,000	33,132,000	29,497,999	3,634,001	
1 一般被保険者保険税還付金	7,200,000	7,200,000	3,626,307	3,573,693	
2 退職被保険者等保険税還付金	60,000	60,000	0	60,000	
3 償還金	1,000	25,872,000	25,871,692	308	
2 繰出金	19,724,000	17,123,000	16,916,000	207,000	
1 直診診療施設勘定繰出金	19,724,000	17,123,000	16,916,000	207,000	
8 予備費	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	
1 予備費	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	
1 予備費	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	
歳 出 合 計	4,099,740,000	4,072,171,000	3,759,580,313	312,590,687	

国民健康保険特別会計（事業勘定）

① 歳入決算総括表

（単位：円、％）

区 分 (款)	令和5年度		令和6年度		増減額 B - A	増減率 (B - A) / A
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 国民健康保険税	694,598,543	16.9	672,452,815	17.7	△22,145,728	△ 3.2
2 使用料及び手数料	362,350	0.0	332,450	0.0	△29,900	△ 8.3
3 国庫支出金	23,000	0.0	105,000	0.0	82,000	356.5
4 県支出金	2,956,113,214	71.8	2,629,855,248	69.2	△326,257,966	△ 11.0
5 財産収入	2,700	0.0	148,183	0.0	145,483	5,388.3
6 繰入金	407,611,534	9.9	401,378,879	10.6	△6,232,655	△ 1.5
7 繰越金	35,367,220	0.8	43,000,134	1.0	7,632,914	21.6
8 諸収入	24,908,020	0.6	54,726,139	1.5	29,818,119	119.7
合 計	4,118,986,581	100.0	3,801,998,848	100.0	△316,987,733	△ 7.7

② 歳出決算総括表

（単位：円、％）

区 分 (款)	令和5年度		令和6年度		増減額 B - A	増減率 (B - A) / A
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 総務費	92,003,294	2.2	85,110,406	2.2	△6,892,888	△ 7.5
2 保険給付費	2,911,580,278	71.4	2,600,487,359	69.2	△311,092,919	△ 10.7
3 国民健康保険事業費納付金	956,270,389	23.5	899,196,820	23.9	△57,073,569	△ 6.0
4 共同事業拠出金	176	0.0	0	0.0	△176	皆減
5 保健事業費	28,793,694	0.7	25,107,546	0.7	△3,686,148	△ 12.8
6 基金積立金	59,811,700	1.5	103,264,183	2.8	43,452,483	72.6
7 諸支出金	27,526,916	0.7	46,413,999	1.2	18,887,083	68.6
8 予備費	0	0.0	0	0.0	—	—
合 計	4,075,986,447	100.0	3,759,580,313	100.0	△316,406,134	△ 7.8

歳入歳出差引額	43,000,134		42,418,535		△ 581,599	
---------	------------	--	------------	--	-----------	--

③ 歳入事項別説明書

第1款 国民健康保険税

(単位：百万円)

区分（項・目）		決 算 額									
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1	国民健康保険税	927.2	852.9	832.1	794.8	748.0	734.5	710.6	724.9	694.6	672.5
	①一般被保険者 国民健康保険税										
	医療分	587.6	551.8	550.1	534.4	505.6	498.5	483.5	501.0	475.7	459.8
	後期高齢分	195.7	187.0	186.8	180.1	170.1	167.6	162.5	169.3	165.3	160.7
	介護分	82.7	78.0	77.7	73.1	70.0	67.6	64.5	54.5	53.6	52.0
	②退職被保険者等 国民健康保険税										
	医療分	36.2	21.4	10.3	4.3	1.3	0.5	0.1	0.1	0.0	0.0
	後期高齢分	12.2	7.3	3.5	1.4	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	介護分	12.8	7.4	3.7	1.5	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0

1. 国民健康保険税の税率等及び課税限度額

区 分		所得割	均等割	平等割
税率等	医療分	7.50%	30,900円	21,400円
	後期高齢分	2.60%	10,400円	7,200円
	介護分	2.00%	10,000円	5,200円
課税限度額		医療分650,000円	後期高齢分240,000円	介護分170,000円

2. 国民健康保険税の収納状況

(1) 一般被保険者分

区 分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収納率B/A
現年度分	687,892千円	651,100千円	0千円	37,904千円	1,112千円	94.7% (△1.1%)
滞納繰越分	90,451千円	21,339千円	7,319千円	61,866千円	73千円	23.6% (△4.2%)
計	778,343千円	672,439千円	7,319千円	99,770千円	1,185千円	86.4% (△1.8%)

※収納率の（ ）内は前年度比較

(2) 退職被保険者分

区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収納率B/A
現年度分	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	— (—)
滞納繰越分	41千円	14千円	0千円	27千円	0千円	34.1% (34.1%)
計	41千円	14千円	0千円	27千円	0千円	34.1% (34.1%)

※収納率の（ ）内は前年度比較

第6款 繰入金

(単位：百万円)

区分（項・目）		決 算 額									
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1	他会計繰入金	406.5	382.7	351.4	332.8	348.1	338.0	343.5	415.7	407.6	401.4
	① 一般会計繰入金	406.5	382.7	351.4	332.8	348.1	338.0	343.5	415.7	407.6	401.4

④ 歳出事項別説明書

第1款 総務費 《85,110,406円》

1款	総務費	85,110,406円					
1項	総務管理費	62,973,943円	2目	連合会負担金	5,806,800円		
事業名	国保連等運営費負担事業（継続）						
事業費	5,806,800円						
対 象	岩手県国民健康保険団体連合会						
意 図	岩手県国民健康保険事業の健全財政の維持に努めながら、円滑に事業運営する。						
概 要 ・ 実 績	岩手県国民健康保険団体連合会は、保険給付事業において中核的役割を果たしている。同連合会の維持・運営に係る経費について、保険者の規模等に応じた金額を支払う。						
【関係指標】							
	指 標	単位	R2	R3	R4	R5	R6
連 合 会 負 担 金	被保険者割	円	5,484,800	5,406,300	5,354,600	5,342,600	5,320,800
	保険者平等割	円	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
	国保診療施設割	円	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000
	国保診療施設保険者割	円	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
【考 察】							
県内の全市町村で負担金を支出し、岩手県国民健康保険団体連合会の安定的な運営に寄与する。今後も被保険者が安心して保険給付を受けられるよう、県内各市町村と連携を図りながら、継続して事業を実施する。							

第2款 保険給付費 《2,600,487,359円》

2款	保険給付費	2,600,487,359円					
1項	療養諸費	2,234,451,752円		1目	療養給付費	2,214,596,747円	
事業名	国保保険給付事業（療養給付費）（継続）						
事業費	2,214,596,747円（県10/10）						
対 象	国民健康保険被保険者						
意 図	医療費負担が軽減される。						
概 要 ・ 実 績	被保険者が、保険医療機関等で受診した際に要する費用のうち、保険者負担分について給付する。						
【関係指標】							
指 標		単位	R2	R3	R4	R5	R6
療養の給付等件数		件	145,633	148,208	140,206	135,633	129,265
療養の給付等日数		日	165,868	164,703	153,634	150,167	139,174
給付額		千円	2,774,930	2,670,618	2,477,402	2,464,096	2,214,597
年間平均被保険者数		人	8,284	8,130	7,783	7,372	6,997
1人当たり給付額		円	334,975	328,489	318,309	334,251	316,507
【考 察】							
岩手県国民健康保険団体連合会経由による医療機関からの請求等に基づき、適切な内容であるか審査等した上で療養給付費を支払った。 今後も医療費の適正化を図りながら事業を継続する。							

2款	保険給付費	2,600,487,359円			
1項	療養諸費	2,234,451,752円	2目	療養費	12,331,341円
事業名	国保保険給付事業（療養費）（継続）				
事業費	12,331,341円（県10/10）				
対 象	国民健康保険被保険者				
意 図	医療費負担が軽減される。				
概 要 ・ 実 績	被保険者が、被保険者証等を提示せずに保険医療機関等を受診した場合、医師の同意を得てあんま師・はり師・きゅう師・マッサージ師の施術を受けた場合、医師が必要と認めたコルセット等治療用装具を購入した場合に保険者負担分を給付する。				

【関係指標】						
指 標	単位	R2	R3	R4	R5	R6
件数	件	2,684	2,697	2,642	2,607	2,552
給付額	千円	13,632	12,490	11,689	11,338	12,331
1人当たり給付額	円	1,649	1,540	1,511	1,543	1,768

【考 察】	
岩手県国民健康保険団体連合会経由による施術所からの請求や被保険者からの申請に基づき、適切な内容であるか審査等した上で療養費を支給した。	
今後も不当利得（国民健康保険の資格喪失後の受診による医療費等）の回収や第三者行為求償（交通事故など第三者の不法行為によって生じた保険給付について、市が支払った医療費を損害賠償請求すること）等により、医療費の適正化を図りながら事業を継続する。	

2款	保険給付費	2,600,487,359円			
2項	高額療養費	360,596,905円	1目	高額療養費	360,465,624円
事業名	国保保険給付事業（高額療養費）（継続）				
事業費	360,465,624円（県10/10）				
対 象	国民健康保険被保険者				
意 図	自己負担額が軽減される。				
概 要 ・ 実 績	被保険者が、保険医療機関等で受診した際に、自己負担額が世帯の収入に応じた一定額を超えた場合に高額療養費を支給する。				

【関係指標】						
指 標	単位	R2	R3	R4	R5	R6
件数	件	4,361	5,260	6,641	7,961	7,450
給付額	千円	273,264	341,034	388,453	424,118	360,466
1人当たり給付額	円	33,055	42,041	50,201	57,711	51,798

【考 察】	
令和5年4月から、高額療養費の支給申請手続きを簡素化することで、対象者の負担軽減を図っている。	
今後も医療費の適正化を図りながら事業を継続する。	

2款	保険給付費	2,600,487,359円			
4項	出産育児諸費	2,768,702円	1目	出産育児一時金	2,767,442円
事業名	国保保険給付事業（出産育児一時金）（継続）				
事業費	2,767,442円				
対 象	出産した国民健康保険被保険者の世帯主				
意 図	出産に係る費用負担が軽減される。				
概 要 ・ 実 績	出産に係る費用として1人当たり500,000円（産科医療補償制度に加入している保険医療機関等での出産の場合）を支給する。また、医療機関等の窓口において、出産育児一時金を超えた金額のみの支払いで済むよう「直接支払制度」を実施している。				

【関係指標】						
指 標	単位	R2	R3	R4	R5	R6
件数	件	13	10	5	4	6

【考 察】	
出産育児一時金を支給し、被保険者等の経済的負担を軽減した。また、「直接支払制度」の実施により、保険医療機関等に直接支給することで被保険者の出産時の経済的負担を軽減した。	
今後も適正な事務の継続に努める。	

2款	保険給付費	2,600,487,359円			
5項	葬祭諸費	2,670,000円	1目	葬祭費	2,670,000円
事業名	国保保険給付事業（葬祭費）（継続）				
事業費	2,670,000円				
対 象	死亡した国民健康保険被保険者の葬祭を行う者				
意 図	葬祭に係る費用負担が軽減される。				
概 要 ・ 実 績	被保険者が亡くなったときに、葬祭を行った者に30,000円を支給する。				

【関係指標】						
指 標	単位	R2	R3	R4	R5	R6
件数	件	58	80	73	61	89

【 考 察 】	
葬祭を行う者（喪主）からの申請に基づいて葬祭費を支給し、葬祭に係る費用負担を軽減した。 今後も適正な事務の継続に努める。	

第3款 国民健康保険事業費納付金 《899,196,820円》

3款	国民健康保険事業費納付金	899,196,820円			
1項	国民健康保険事業費納付金	899,196,820円	1目	国民健康保険事業費納付金	899,196,820円
事業名	国保事業推進事務（継続）				
事業費	899,196,820円				
対 象	岩手県				
意 図	岩手県国民健康保険事業の健全財政の維持に努めながら、円滑に事業運営する。				
概 要 ・ 実 績	都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、市町村は、国保運営のための必要経費として、県に国民健康保険事業費納付金を納付する。				

【関係指標】							
	指 標	単位	R2	R3	R4	R5	R6
	医療分	千円	696,817	691,268	665,601	621,546	579,409
	後期高齢者支援金分	千円	223,455	229,473	226,590	247,505	236,242
	介護納付金分	千円	85,821	78,368	84,343	87,219	83,546

【考 察】	
国民健康保険事業費納付金は、市町村ごとの被保険者数、所得水準、医療費水準等により算定されるが、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行等により被保険者数が減少していることに伴い、納付額も減少している。	
今後も医療費の推移等の動向を注視し、引き続き医療費適正化に努めるとともに、県内における保険税水準の統一について、県と協力しながら取組を進めていく。	

第5款 保健事業費 《25,107,546円》

5款	保健事業費	25,107,546円			
2項	保健事業費	1,263,937円	1目	保健衛生普及費	1,263,937円
事業名	国保医療費通知事業、医療費適正化レセプト点検事業、国保後発医薬品利用差額通知事業（継続）				
事業費	1,263,937円				
対 象	国民健康保険被保険者				
意 図	医療費に対する意識を高め、医療費の抑制に努める。				
概 要 ・ 実 績	自らの医療費等に対する関心を深めるため、医療費総額や後発医薬品利用差額について、被保険者に定期的に通知する。また、医療費の適正化のため、診療報酬明細書を点検する。				

【関係指標】						
指 標	単位	R2	R3	R4	R5	R6
医療費通知発送回数	回/年	6	1	1	1	1
医療費通知発送世帯数	世帯	25,555	4,708	4,539	5,168	4,890
後発医薬品利用差額通知発送回数	回/年	3	3	3	3	3
後発医薬品利用差額通知発送被保険者数	人	1,143	968	990	713	369
診療報酬明細書点検数	件	146,734	149,175	140,789	135,956	130,314
後発医薬品利用率	%	87.2	87.6	87.0	88.5	90.4

【考 察】	
医療費通知は、令和2年度まで年6回実施していたが、一覧性の向上や紛失防止につながることから、令和3年度から年1回の通知とした。	
後発医薬品利用率は、国の目標である80%を超えて推移しており、今後も後発医薬品に対する正しい理解と普及の促進等により、医療費を抑制し、適正化を図る。	

令和 6 年度

大船渡市国民健康保険
特別会計(診療施設勘定)
歳入歳出決算書

令和6年度国民健康保険特別会計(診療施設勘定) 決算

【歳入】

(単位：円)

予算科目	当初予算額	予算現額 A	収入済額 B	比 較 (B－A)	備 考
1 診療収入	128,684,000	116,476,000	128,760,460	12,284,460	
1 入院外収入	126,169,000	114,323,000	126,467,276	12,144,276	
1 国民健康保険診療報酬収入	22,170,000	17,536,000	18,345,402	809,402	
2 社会保険診療報酬収入	27,993,000	26,787,000	30,916,334	4,129,334	
3 後期高齢者診療報酬収入	42,001,000	37,107,000	38,801,518	1,694,518	
4 その他の診療報酬収入	11,848,000	14,093,000	16,462,768	2,369,768	
5 一部負担金収入	22,157,000	18,800,000	21,941,254	3,141,254	
2 その他の診療収入	2,515,000	2,153,000	2,293,184	140,184	
1 諸検査収入	2,284,000	1,922,000	2,062,184	140,184	
2 受託診療収入	231,000	231,000	231,000	0	
2 使用料及び手数料	883,000	642,000	917,220	275,220	
1 使用料	1,000	1,000	980	△ 20	
1 行政財産使用料	1,000	1,000	980	△ 20	
2 手数料	882,000	641,000	916,240	275,240	
1 文書料	882,000	641,000	916,240	275,240	
3 繰入金	111,532,000	115,383,000	87,240,033	△ 28,142,967	
1 他会計繰入金	91,808,000	98,260,000	70,324,033	△ 27,935,967	
1 一般会計繰入金	91,808,000	98,260,000	70,324,033	△ 27,935,967	
1 一般会計繰入金	91,808,000	98,260,000	70,324,033	△ 27,935,967	
公債費分	21,195,000	21,195,000	21,124,033	△ 70,967	
運営費分	70,613,000	77,065,000	49,200,000	△ 27,865,000	
2 事業勘定繰入金	19,724,000	17,123,000	16,916,000	△ 207,000	
1 事業勘定繰入金	19,724,000	17,123,000	16,916,000	△ 207,000	特別調整交付金
1 事業勘定繰入金	19,724,000	17,123,000	16,916,000	△ 207,000	
特別調整交付金(直診)	17,623,000	17,123,000	16,916,000	△ 207,000	
医療施設等設備整備費補助金	2,101,000	0	0	0	
4 繰越金	1,000	3,509,000	3,509,074	74	
1 繰越金	1,000	3,509,000	3,509,074	74	
1 繰越金	1,000	3,509,000	3,509,074	74	
5 諸収入	947,000	947,000	1,329,797	382,797	
1 雑入	947,000	947,000	1,329,797	382,797	
1 雑入	947,000	947,000	1,329,797	382,797	
6 市債	4,700,000	0	0	0	
1 市債	4,700,000	0	0	0	
1 市債	4,700,000	0	0	0	
1 過疎対策事業債	4,700,000	0	0	0	
歳 入 合 計	246,747,000	236,957,000	221,756,584	△ 15,200,416	

【歳出】

(単位：円)

予算科目	当初予算額	予算現額 A	支出済額 B	比 較 (A－B)	備 考
1 総務費	171,824,000	170,324,000	155,677,226	14,646,774	
1 施設管理費	170,621,000	169,121,000	154,730,842	14,390,158	
1 一般管理費	170,621,000	169,121,000	154,730,842	14,390,158	
2 研究研修費	1,203,000	1,203,000	946,384	256,616	
1 研究研修費	1,203,000	1,203,000	946,384	256,616	
2 医業費	53,728,000	45,438,000	40,878,432	4,559,568	
1 医業費	53,728,000	45,438,000	40,878,432	4,559,568	
1 医療用機械器具費	11,875,000	4,485,000	3,153,903	1,331,097	
2 医療用消耗機材費	6,348,000	6,348,000	5,377,883	970,117	
3 医薬品衛生材料費	30,777,000	30,277,000	28,492,538	1,784,462	
4 各種検査等委託費	4,728,000	4,328,000	3,854,108	473,892	
3 公債費	21,195,000	21,195,000	21,124,033	70,967	
1 公債費	21,195,000	21,195,000	21,124,033	70,967	
1 元金	20,047,000	20,047,000	20,046,567	433	
2 利子	1,148,000	1,148,000	1,077,466	70,534	
歳 出 合 計	246,747,000	236,957,000	217,679,691	19,277,309	

国民健康保険特別会計（診療施設勘定）

① 歳入決算総括表

（単位：円、％）

区 分 (款)	令和5年度		令和6年度		増減額 B - A	増減率 (B - A) / A
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 診療収入	139,213,217	60.0	128,760,460	58.1	△10,452,757	△7.5
2 使用料及び手数料	670,390	0.3	917,220	0.4	246,830	36.8
3 繰入金	73,742,255	31.8	87,240,033	39.3	13,497,778	18.3
4 繰越金	2,284,569	1.0	3,509,074	1.6	1,224,505	53.6
5 諸収入	970,624	0.4	1,329,797	0.6	359,173	37.0
6 市債	15,200,000	6.5	—	—	15,200,000	皆減
合 計	232,081,055	100.0	221,756,584	100.0	△10,324,471	△4.4

② 歳出決算総括表

（単位：円、％）

区 分 (款)	令和5年度		令和6年度		増減額 B - A	増減率 (B - A) / A
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 総務費	165,790,435	72.5	155,677,226	71.5	△10,113,209	△6.1
2 医業費	41,373,291	18.1	40,878,432	18.8	△494,859	△1.2
3 公債費	21,408,255	9.4	21,124,033	9.7	△284,222	△1.3
合 計	228,571,981	100.0	217,679,691	100.0	△10,892,290	△4.8

歳入歳出差引額	3,509,074		4,076,893		567,819	
---------	-----------	--	-----------	--	---------	--

③ 歳入事項別説明書

第 1 款 診療収入

(単位：百万円)

区分（項・目）			決 算 額									
			H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1 入院外収入			235.9	190.0	148.3	145.0	150.9	115.7	133.5	128.7	136.7	126.5
①	国民健康保険 診療報酬収入	現年分	54.4	41.6	31.8	29.2	28.4	21.4	21.4	20.8	21.4	18.4
②	社会保険診療 報酬収入	現年分	31.8	25.1	22.5	23.2	24.3	20.0	20.3	24.2	33.1	30.9
③	後期高齢者診 療報酬収入	現年分	104.5	88.5	65.2	62.2	66.7	48.2	41.2	39.2	39.6	38.8
④	その他の診療 報酬収入	現年分	11.1	6.7	6.0	8.3	9.1	9.0	32.2	24.7	18.6	16.5
⑤	一部負担金 収入	現年医療分	34.1	28.1	22.7	22.1	22.4	17.1	18.4	19.8	24.0	21.9
2 その他の診療収入			4.8	3.6	2.3	2.1	2.1	1.7	2.1	2.5	2.5	2.3
①	諸検査収入	健康診断料	3.0	2.7	2.3	2.1	2.1	1.7	1.9	2.3	2.3	2.1
②	受託診療収入等		1.8	0.9	—	—	—	—	0.2	0.2	0.2	0.2
合 計			240.7	193.6	150.6	147.0	153.0	117.4	135.6	131.2	139.2	128.8

1. 施設利用患者状況

(単位：人)

区分	令和 5 年度		令和 6 年度		比較	
	延患者数	1日平均患者数	延患者数	1日平均患者数	延患者数	1日平均患者数
綾里診療所	859	8.6	793	8.4	△ 66	△ 0.2
越喜来診療所	10,103	42.6	10,074	42.5	△ 29	△ 0.1
吉浜診療所	912	9.5	922	8.8	10	△ 0.7
歯科診療所	5,115	21.6	4,964	22.1	△ 151	0.5
計	16,989	82.3	16,753	81.8	△ 236	△ 0.5

2. 診療報酬収入の状況

(単位：円)

区分	令和 5 年度		令和 6 年度		比較	
	医療費総額	患者 1 回当 医療費総額	医療費総額	患者 1 回当 医療費総額	医療費総額	患者 1 回当 医療費総額
綾里診療所	5,493,480	6,395	4,827,580	6,088	△ 665,900	△ 307
越喜来診療所	73,455,380	7,271	67,137,160	6,664	△ 6,318,220	△ 607
吉浜診療所	9,543,610	10,464	8,281,970	8,983	△ 1,261,640	△ 1,481
歯科診療所	31,437,460	6,146	31,040,470	6,253	△ 396,990	107
計	119,929,930	7,059	111,287,180	6,643	△ 8,642,750	△ 416

第3款 繰入金

(単位：百万円)

区分（項・目）	決 算 額									
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1 他会計繰入金	41.7	52.2	60.9	99.1	96.7	103.1	62.1	67.8	55.6	70.3
① 一般会計繰入金	41.7	52.2	60.9	99.1	96.7	103.1	62.1	67.8	55.6	70.3
2 事業勘定繰入金	8.7	10.0	13.3	8.8	9.7	14.8	17.8	16.4	18.1	16.9
① 事業勘定繰入金	8.7	10.0	13.3	8.8	9.7	14.8	17.8	16.4	18.1	16.9
合 計	50.4	62.2	74.1	107.9	106.4	117.9	79.9	84.2	73.7	87.2

第6款 市債

(単位：百万円)

区分（項・目）	決 算 額									
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1 市債	1.3	4.4	1.4	1.3	2.2	—	10.2	—	15.2	—
① 市債	1.3	4.4	1.4	1.3	2.2	—	10.2	—	15.2	—

④ 歳出事項別説明書

第1款 総務費 《155,677,226円》

第2款 医業費 《40,878,432円》

第3款 公債費 《21,124,033円》

1・2・3款	総務費ほか	217,679,691円	
事業名	綾里診療所（継続）		
事業費	17,465,181円		
対 象	主に綾里地区住民		
意 図	医療の確保と健康の保持増進が図られる。		
概 要 ・ 実 績	内科診療（火・木曜日9:00～12:00）を行った。		
	款	支出済額	事業内容
	1. 総務費	12,993,213円	施設管理費・人件費・旅費等
	2. 医業費	877,957円	医療機器の整備・医薬品等の購入
	3. 公債費	3,594,011円	施設建設・医療機器購入等に係る地方債償還金

【関係指標】						
指 標	単位	R2	R3	R4	R5	R6
診療日数	日	94	99	95	100	94
延べ患者数	人	732	839	893	859	793
1日平均患者数	人	7.8	8.5	9.4	8.6	8.4

【考 察】	
近年の延べ患者数は概ね800人台で推移している。令和6年度は、大規模林野火災の影響による休診があったため、診療日数及び延べ患者数が減少した。	
内科を中心に適切な一般外来診療を行う等、地域医療の充実を図っている。	

1・2・3款	総務費ほか	217,679,691円				
事業名	越喜来診療所（継続）					
事業費	124,427,599円					
対 象	主に越喜来地区住民					
意 図	医療の確保と健康の保持増進が図られる。					
概 要 ・ 実 績	小児科及び内科診療（月～金曜日9:00～17:00）を行うとともに、訪問診療や往診業務（随時）、個人及び事業所の健康診断に対応した。					
	款	支出済額	事業内容			
	1. 総務費	80,144,098円	施設管理費・人件費・旅費等			
	2. 医業費	30,379,504円	医療機器の整備・医薬品等の購入			
	3. 公債費	13,903,997円	施設建設・医療機器購入等に係る地方債償還金			
【関係指標】						
指 標	単位	R2	R3	R4	R5	R6
診療日数	日	240	240	239	237	237
延べ患者数	人	7,470	7,201	7,197	10,103	10,074
1日平均患者数	人	31.1	30.0	30.1	42.6	42.5
【考 察】						
往診や訪問診療にも対応しており、適切な医療を提供し、地域住民の健康増進を図っている。						

1・2・3款	総務費ほか	217,679,691円
事業名	吉浜診療所（継続）	
事業費	17,044,580円	
対 象	主に吉浜地区住民	
意 図	医療の確保と健康の保持増進が図られる。	
概 要 ・ 実 績	内科診療（水・金曜日9:00～12:00）を行った。	
	款	支出済額 事業内容
	1. 総務費	12,944,964円 施設管理費・人件費・旅費等
	2. 医業費	3,549,081円 医療機器の整備・医薬品等の購入
	3. 公債費	550,535円 施設建設・医療機器購入等に係る地方債償還金
【関係指標】		
	指 標	単位 R2 R3 R4 R5 R6
	診療日数	日 99 97 101 96 105
	延べ患者数	人 541 675 858 912 922
	1日平均患者数	人 5.5 7.0 8.5 9.5 8.8
【考 察】		
近年の患者数は増加傾向であり、令和6年度は、大規模林野火災の発災時に診療日数を増やし、綾里診療所の休診分を補完した。 内科を中心に適切な一般外来診療を行うほか、訪問診療にも対応し、地域医療の充実を図っている。		

1・2・3款	総務費ほか	217,679,691円
事業名	歯科診療所（継続）	
事業費	58,742,331円	
対 象	主に綾里地区住民	
意 図	歯科医療の確保と健康の保持増進が図られる。	
概 要 ・ 実 績	歯科診療（月・金曜日9:00～17:00、火・水・木曜日10:00～18:30）を行うとともに、乳幼児等の歯科健診等や訪問診療（随時）に対応した。	
	款	支出済額 事業内容
	1. 総務費	49,594,951円 施設管理費・人件費・旅費等
	2. 医業費	6,071,890円 医療機器の整備・医薬品等の購入
	3. 公債費	3,075,490円 施設建設・医療機器購入等に係る地方債償還金
【関係指標】		
	指 標	単位 R2 R3 R4 R5 R6
	診療日数	日 237 238 233 237 225
	延べ患者数	人 4,875 4,643 4,796 5,115 4,964
	1日平均患者数	人 20.6 19.5 20.6 21.6 22.1
【考 察】		
診療体制の変更に伴う患者受入体制の強化や市内歯科医療機関の減少等の理由により、近年、患者数が増加傾向にあったが、令和6年度は大規模林野火災により診療日数及び延べ患者数が減少した。 口腔ケアの推進により、定期的な口腔管理に係る受診が増しており、処置に至らない健康な患者の増加につながっている。		

令和6年度診療施設経営状況【令和5年度比較】

区 分			綾里診療所			越喜来診療所			吉浜診療所			歯科診療所			診療施設計		
			令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度	令和5年度	比較
診療状況	外来	診療実日数(日)	94.0	100.0	▲6.0%	237.0	237.0	—	105.0	96.0	9.4%	225.0	237.0	▲5.1%	165.3	167.5	▲1.3%
		延患者数(人)	793	859	▲7.7%	10,074	10,103	▲0.3%	922	912	1.1%	4,964	5,115	▲3.0%	16,753	16,989	▲1.4%
	正職員数(人)		0.5	0.5	—	7.0	7.0	—	0.5	0.5	—	3.0	3.0	—	11.0	11.0	—
	臨時職員数(人)		1.0	1.0	—	0.0	0.0	—	2.0	2.0	—	2.0	2.0	—	5.0	5.0	—
収入(千円)	診療収入	外来収入	4,997	7,673	▲34.9%	81,667	86,411	▲5.5%	8,446	11,315	▲25.4%	31,358	31,349	0.0%	126,468	136,748	▲7.5%
		その他	0	51	皆減	1,485	1,584	▲6.3%	3	2	50.0%	805	828	▲2.8%	2,293	2,465	▲7.0%
	医業収入計 (A)		4,997	7,724	▲35.3%	83,152	87,995	▲5.5%	8,449	11,317	▲25.3%	32,163	32,177	▲0.0%	128,761	139,213	▲7.5%
	国庫補助金		0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	県支出金		0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	市債		0	0	—	0	15,200	皆減	0	0	—	0	0	—	0	15,200	皆減
	繰入金	歳入不足補填分	7,100	4,800	47.9%	19,900	10,900	82.6%	7,700	5,400	42.6%	14,500	13,100	10.7%	49,200	34,200	43.9%
		事業勘定繰入金	1,608	1,592	1.0%	8,134	9,132	▲10.9%	0	0	—	7,174	7,410	▲3.2%	16,916	18,134	▲6.7%
		その他(公債費分)	3,597	3,624	▲0.7%	13,904	13,908	▲0.0%	551	551	0.0%	3,075	3,325	▲7.5%	21,127	21,408	▲1.3%
	その他収入		372	238	56.3%	2,712	1,971	37.6%	557	362	53.9%	2,111	1,355	55.8%	5,752	3,926	46.5%
	医業外収入計 (C)		12,677	10,254	23.6%	44,650	51,111	▲12.6%	8,808	6,313	39.5%	26,860	25,190	6.6%	92,995	92,868	0.1%
	収入合計 (A)+(C)=(E)		17,674	17,978	▲1.7%	127,802	139,106	▲8.1%	17,257	17,630	▲2.1%	59,023	57,367	2.9%	221,756	232,081	▲4.4%
支出(千円)	総務費	職員給与と費	5,821	6,302	▲7.6%	62,553	60,751	3.0%	6,544	6,511	0.5%	46,117	43,963	4.9%	121,035	117,527	3.0%
		その他	7,172	7,178	▲0.1%	17,591	31,150	▲43.5%	6,401	6,021	6.3%	3,478	3,915	▲11.2%	34,642	48,264	▲28.2%
	医業費	医薬材料費	479	534	▲10.3%	27,739	24,424	13.6%	3,303	3,985	▲17.1%	2,349	2,253	4.3%	33,870	31,196	8.6%
		その他	399	221	80.5%	2,641	6,608	▲60.0%	246	437	▲43.7%	3,723	2,911	27.9%	7,009	10,177	▲31.1%
	医業支出計 (B)		13,871	14,235	▲2.6%	110,524	122,933	▲10.1%	16,494	16,954	▲2.7%	55,667	53,042	4.9%	196,556	207,164	▲5.1%
	施設整備費(災害復旧費)		0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	公債費		3,594	3,624	▲0.8%	13,904	13,908	▲0.0%	551	551	0.0%	3,075	3,325	▲7.5%	21,124	21,408	▲1.3%
	その他支出		0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	医業外支出計 (D)		3,594	3,624	▲0.8%	13,904	13,908	▲0.0%	551	551	0.0%	3,075	3,325	▲7.5%	21,124	21,408	▲1.3%
支出合計 (B)+(D)=(F)		17,465	17,859	▲2.2%	124,428	136,841	▲9.1%	17,045	17,505	▲2.6%	58,742	56,367	4.2%	217,680	228,572	▲4.8%	
医業収支 (A)−(B)		▲ 8,874	▲ 6,511	36.3%	▲ 27,372	▲ 34,938	▲21.7%	▲ 8,045	▲ 5,637	42.7%	▲ 23,504	▲ 20,865	12.6%	▲ 67,795	▲ 67,951	▲0.2%	
総 収 支 (E)−(F)		209	119	75.6%	3,374	2,265	49.0%	212	125	69.6%	281	1,000	▲71.9%	4,076	3,509	16.2%	
経営比率	医業収支比率(%) (A)÷(B)×100		36.0	54.3	▲33.7%	75.2	71.6	5.0%	51.2	66.8	▲23.4%	57.8	60.7	▲4.8%	65.5	67.2	▲2.5%
	総収支比率(%) (E)÷(F)×100		101.2	100.7	0.5%	102.7	101.7	1.0%	101.2	100.7	0.5%	100.5	101.8	▲1.3%	101.9	101.5	0.4%
	繰入金(歳入不足補填分)対医業収入比率(%)		142.1	62.1	128.8%	23.9	12.4	92.7%	91.1	47.7	91.0%	45.1	40.7	10.8%	38.2	24.6	55.3%
	職員給与費の医業収入に対する割合(%)		116.5	81.6	42.8%	75.2	69.0	9.0%	77.5	57.5	34.8%	143.4	136.6	5.0%	94.0	84.4	11.4%
	医薬材料費の医業収入に対する割合(%)		9.6	6.9	39.1%	33.4	27.8	20.1%	39.1	35.2	11.1%	7.3	7.0	4.3%	26.3	22.4	17.4%
	1日平均外来患者数(人)		8.4	8.6	▲2.3%	42.5	42.6	▲0.2%	8.8	9.5	▲7.4%	22.1	21.6	2.3%	101.3	101.4	▲0.1%
	職員1人1日当たり外来患者数(人)		5.6	5.7	▲1.8%	6.1	6.1	0.0%	3.5	3.8	▲7.9%	4.4	4.3	2.3%	6.3	6.3	0.0%
	外来患者1人1日当たり収入(円)		6,301	8,932	▲29.5%	8,107	8,553	▲5.2%	9,161	12,407	▲26.2%	6,317	6,129	3.1%	7,549	8,049	▲6.2%
	職員1人1日当たり外来診療収入(円)		35,440	51,153	▲30.7%	49,227	52,086	▲5.5%	32,175	47,146	▲31.8%	27,874	26,455	5.4%	47,818	51,025	▲6.3%
外来患者1人1日当たり医薬材料費(円)		604	622	▲2.9%	2,754	2,417	13.9%	3,582	4,370	▲18.0%	473	440	7.5%	2,022	1,836	10.1%	

職員数は事務職を除く。(R2～:佐々木医師及び綾里診療所、吉浜診療所の正規職員は、兼務のため0.5人としている。R4の綾里診療所・吉浜診療所の会計年度任用職員(事務職員)は兼務のため0.5人としている。)

**令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第 1 号）について**

【補正理由】

各種システムの改修等費用の計上及び療養費の増額による、歳入・歳出の補正

【補正予算の概要】

補正予算総額 6,139 千円

補正後予算総額 3,897,614 千円

（１）歳 入

款	款 名	補正額(千円)	補正理由
3	国庫支出金	1,218	
	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	22	国庫補助金の交付見込みによる増額
	子ども・子育て支援事業費補助金	1,196	国庫補助金の交付見込みによる増額
4	県支出金	4,000	療養費の増額に伴う普通交付金の増額
6	繰入金	921	システム改修等費用（事務費）の増額に伴う一般会計繰入金の増額
合 計		6,139	

（２）歳 出

款	款 名	補正額(千円)	補正理由
1	総務費	2,139	
	総務管理費	943	市町村事務処理標準システム改修等費用の増額
	徴税費	1,196	子ども・子育て支援金制度開始に伴うシステム改修費用の増額
2	保険給付費	4,000	療養費の支出見込みの補正による増額（高額な補装具を要する者への支給、遡及して国保資格を取得したことに伴う医療費の支給が当初見込みを上回っているため）
合 計		6,139	

令和7年度国民健康保険特別会計(事業勘定) 補正予算 (第1号)

【歳入】

(単位：千円)

予算科目	当初予算額	補正額	補正後予算額	備考
1 国民健康保険税	635,783	0	635,783	
1 国民健康保険税	635,783	0	635,783	
1 一般被保険者国民健康保険税	635,774	0	635,774	
1 医療給付費分現年課税分	417,615		417,615	
2 後期高齢者支援金分現年課税分	143,778		143,778	
3 介護納付金分現年課税分	47,143		47,143	
4 医療給付費分滞納繰越分	18,033		18,033	
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	6,147		6,147	
6 介護納付金分滞納繰越分	3,058		3,058	
2 退職被保険者等国民健康保険税	9	0	9	
1 医療給付費分滞納繰越分	7		7	
2 後期高齢者支援金分滞納繰越分	1		1	
3 介護納付金分滞納繰越分	1		1	
2 使用料及び手数料	300	0	300	
1 手数料	300	0	300	
1 督促手数料	300		300	
3 国庫支出金	10	1,218	1,228	
1 国庫補助金	10	1,218	1,228	
1 災害臨時特例補助金	10		10	
2 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	22	22	補助金交付見込みによる
3 子ども・子育て支援事業費補助金	0	1,196	1,196	補助金交付見込みによる
4 県支出金	2,830,020	4,000	2,834,020	
1 県補助金	2,830,020	4,000	2,834,020	
1 保険給付費等交付金	2,830,020	4,000	2,834,020	
1 普通交付金	2,777,189	4,000	2,781,189	療養費の増額による
2 特別交付金	52,831	0	52,831	
保険者努力支援分	19,542		19,542	
特別調整交付金分	19,396		19,396	
県繰入金(2号)分	4,321		4,321	
特定健康審査等負担金	9,572		9,572	
5 財産収入	239	0	239	
1 財産運用収入	239	0	239	
1 利子及び配当金	239		239	
6 繰入金	414,787	921	415,708	
1 他会計繰入金	414,787	921	415,708	
1 一般会計繰入金	414,787	921	415,708	
1 保険基盤安定繰入金	239,262		239,262	
2 未就学児均等割保険料繰入金	805		805	
3 職員給与費等繰入金	94,822	921	95,743	事務費の増額による
4 産前産後保険料繰入金	535		535	
5 出産育児一時金等繰入金	3,334		3,334	
6 財政安定化支援事業繰入金	76,029		76,029	
7 繰越金	1	0	1	
1 繰越金	1	0	1	
1 繰越金	1		1	
8 諸収入	10,335	0	10,335	
1 延滞金及び過料	2,001	0	2,001	
1 一般被保険者延滞金	2,000		2,000	
2 退職被保険者等延滞金	1		1	
2 雑入	8,334	0	8,334	
1 第三者納付金	2,000		2,000	
2 返納金	2,000		2,000	
3 特定健康診査徴収金	3,600		3,600	
4 雑入	734		734	
歳入合計	3,891,475	6,139	3,897,614	

【歳出】

(単位：千円)

予算科目	当初予算額	補正額	補正後予算額	備考
1 総務費	100,387	2,139	102,526	
1 総務管理費	74,952	943	75,895	
1 一般管理費	69,214	943	70,157	システム改修等の増額による
2 連合会負担金	5,738		5,738	
2 徴税費	24,875	1,196	26,071	
1 賦課徴収費	24,875	1,196	26,071	システム改修の増額による
3 運営協議会費	560	0	560	
1 運営協議会費	560		560	
2 保険給付費	2,797,060	4,000	2,801,060	
1 療養諸費	2,368,607	4,000	2,372,607	
1 療養給付費	2,347,700		2,347,700	
2 療養費	12,900	4,000	16,900	支出見込みの増額による
3 審査支払手数料	8,007		8,007	
2 高額療養費	420,500	0	420,500	
1 高額療養費	420,000		420,000	
2 高額介護合算療養費	500		500	
3 移送費	100	0	100	
1 移送費	100		100	
4 出産育児諸費	5,003	0	5,003	
1 出産育児一時金	5,000		5,000	
2 出産育児一時金支払手数料	3		3	
5 葬祭諸費	2,700	0	2,700	
1 葬祭費	2,700		2,700	
6 傷病手当金	150	0	150	
1 傷病手当金	150		150	
3 国民健康保険事業費納付金	905,443	0	905,443	
1 国民健康保険事業費納付金	905,443	0	905,443	
1 国民健康保険事業費納付金	905,443	0	905,443	
医療給付費分	603,296		603,296	
後期高齢者支援金等分	225,679		225,679	
介護納付金分	76,468		76,468	
4 保健事業費	37,339	0	37,339	
1 特定健康診査等事業費	35,873	0	35,873	
1 特定健康診査等事業費	35,873	0	35,873	
2 保健事業費	1,466	0	1,466	
1 保健衛生普及費	1,466		1,466	
5 基金積立金	26,769	0	26,769	
1 基金積立金	26,769	0	26,769	
1 財政調整基金積立金	26,769		26,769	
6 諸支出金	23,477	0	23,477	
1 償還金及び還付加算金	6,161	0	6,161	
1 一般被保険者保険税還付金	6,100		6,100	
2 退職被保険者等保険税還付金	60		60	
3 償還金	1		1	
2 繰出金	17,316	0	17,316	
1 直診診療施設勘定繰出金	17,316		17,316	
7 予備費	1,000	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000	
1 予備費	1,000		1,000	
歳 出 合 計	3,891,475	6,139	3,897,614	

「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の交付について

1 概要

令和6年12月2日をもって各種健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードによる健康保険証の利用）を基本とする仕組みに移行しました。

当市が発行している国民健康保険及び後期高齢者医療保険の健康保険証については、本年7月末をもって有効期限が満了したことから、以下のとおり「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を対象者に交付しております。

2 国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者への一斉交付内容

加入区分	マイナ保険証	対象者 (人)	交付するもの	受診方法など
国民健康保険	あり	約4,700	資格情報のお知らせ	原則、マイナンバーカードを使用 (マイナ保険証が利用できない場合などに資格情報のお知らせを提示することで、保険診療が受けられる) 有効期限: なし(70歳以上の方は設定あり)
	なし	約2,000	資格確認書	医療機関受診時に、受付窓口に提示 (従来の健康保険証と同様に利用できる) 有効期限: 令和8年7月31日
後期高齢者医療保険	あり・なし ※	約7,700	資格確認書	医療機関受診時に、受付窓口に提示 (マイナ保険証による受診も可能) 有効期限: 令和8年7月31日

※ 後期高齢者医療保険は、マイナ保険証の有無にかかわらず、全員に「資格確認書」を交付（令和8年7月末までの暫定措置）。

【5月末時点のマイナ保険証利用率】

全国：34.9%（大船渡市 国保：36.4%、後期高齢者医療：22.1%）

参考1 資格確認書のイメージ

岩手県 国民健康保険 資格確認書	有効期限 令和8年7月31日 記号 番号 1234567 (枝番) 01
氏名 大船 太郎	
生年月日 昭和32年4月1日 性別 男	
適用開始年月日 平成31年1月1日	
交付年月日 令和7年8月1日	
世帯主名 大船 太郎	
住所 大船渡市盛町字宇津野沢15番地	
保険者番号 030031 交付者名 大船渡市	

後期高齢者医療資格確認書		
有効期限 令和8年7月31日		
交付年月日 令和7年8月1日		
被保険者番号	07654321	
被保険者	住所	大船渡市盛町字宇津野沢15番地
	氏名	大船 一郎 男
	生年月日	昭和21年4月15日
資格取得年月日	令和3年4月15日	
負担割合発効期日	1割 令和3年4月15日	
限度区分発効期日	区1 令和3年4月15日	
長期入院該当日		
特定疾病区分発効期日		
保険者番号並びに 保険者の名称	39030032 岩手県後期高齢者 医療広域連合	

↑（国民健康保険（70歳未満）の場合）

（後期高齢者医療保険の場合）→

参考2 資格情報のお知らせのイメージ（国民健康保険（70歳未満）の場合）

022-0003 岩手県大船渡市 盛町字宇津野沢15番地 大船 太郎 様	令和7年8月1日 （お問い合わせ先） 022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢15番地 大船渡市役所 国保医療課 電話 0192-27-3111 （国保医療課内線）143、144																
資格情報のお知らせ 交付者名 : 大船渡市 保険者番号 : 030031																	
あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。 なお、このお知らせのみでは受診できません。																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">記号</td> <td style="width: 50%;">番号</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>1234567（枝番）01</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td>大船 太郎</td> </tr> <tr> <td>負担割合（70歳以上のみ記載）</td> <td>オオフナ タロウ</td> </tr> <tr> <td>発効期日</td> <td>***</td> </tr> <tr> <td>適用開始年月日</td> <td>***</td> </tr> <tr> <td>交付年月日</td> <td>平成31年1月1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和7年8月1日</td> </tr> </table>	記号	番号	氏名	1234567（枝番）01	フリガナ	大船 太郎	負担割合（70歳以上のみ記載）	オオフナ タロウ	発効期日	***	適用開始年月日	***	交付年月日	平成31年1月1日		令和7年8月1日	※70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下記の切り取り箇所も同様） スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。 — マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら — 二次元 コード マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。 （スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。）
記号	番号																
氏名	1234567（枝番）01																
フリガナ	大船 太郎																
負担割合（70歳以上のみ記載）	オオフナ タロウ																
発効期日	***																
適用開始年月日	***																
交付年月日	平成31年1月1日																
	令和7年8月1日																
下部を切り取ってご利用いただくこともできます （このお知らせのみでは受診できません）																	
資格情報のお知らせ 令和7年8月1日 発行 交付者：大船渡市 保険者番号：030031 記号 番号 1234567 （枝番）01 氏名 大船 太郎 負担割合 ** 発行期日 ** 受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です																	

救急安心センター事業（#7119）について

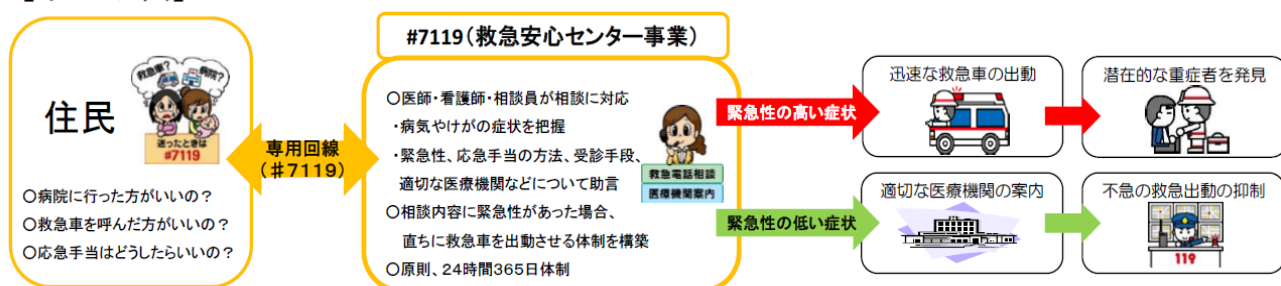
1 事業概要

住民が急な病気やけがをしたときに、「救急車を呼んだほうがいいのか」、「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」などで迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることができる、救急安心センター事業を令和7年4月1日から実施しています。

電話相談窓口では、相談を通じて病気やけがの症状を把握し、以下のアドバイスを行っています。

- ① 救急相談（例：緊急性の有無、応急手当の方法、受診手段）
- ② 適切な医療機関を案内

【イメージ図】



2 相談方法など

項目	内容
電話番号	#7119（ダイヤルまたはIP電話の場合は019-656-1774）
受付時間	24時間365日
相談内容	救急医療電話相談、新型コロナウイルス感染症等に関する電話相談など ※15歳未満の子どもに関する相談は、小児救急医療相談（#8000）で対応
相談費用	無料（通話料は利用者の負担）

3 利用実績（令和7年4～7月分）

(1) 地区別

	岩手県全体		うち大船渡市	
	件数	1日平均	件数	割合
4月	656件	22件	8件	1.3%
5月	908件	29件	5件	0.6%
6月	960件	32件	8件	0.8%
7月	1,114件	36件	8件	0.7%

(2) 相談区分別（県全体）

	医療機関案内	救急医療相談	その他	合計
4月	35件	585件	36件	656件
5月	76件	776件	56件	908件
6月	91件	782件	87件	960件
7月	115件	908件	91件	1,114件

※受付時間帯は各月ともに、17～21時台が多い傾向となっております。



急な病気やケガで



すぐに
救急車？



夜間だけど
病院？



©わんこきょうだい

迷ったら電話で相談

シャープ

#

なな

7

いち

1

いち

1

きゅう

9

ダイヤル回線・IP電話は **019-656-1774** ※県内全域で利用可。いずれも通話料がかかります。

岩手県救急安心センターの開設に伴い、**看護師等が相談に対応します**
いわて発熱等相談センターを廃止します。

24時間・365日

令和7年**4/1**のから

15歳未満のお子様の
急な病気やケガで困ったら

小児救急
医療相談

#8000



緊急時は迷わず119番へ



✧ 岩手県

令和7年4月1日(0時)から救急医療の電話相談窓口を開設します。
それに伴い、いわて発熱等相談センターは令和7年3月31日を以て廃止いたします。



岩手県救急安心センター



®わんこきょうだい

シャープ なな いち いち きゅー
#7119

24時間 365日 対応

ダイヤル回線・IP電話は
019-656-1774

※県内全域で利用可。いずれも通話料がかかります。

#に続いて7119を押してください

相談内容

- ・救急電話相談、小児救急医療相談
- ・新型コロナウイルス感染症に関する相談
(これまでの発熱等相談にも対応)

緊急時は
迷わず
119番へ

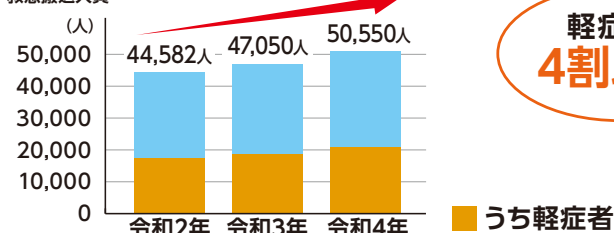
相談できないもの

- ・服薬、治療方針、介護相談、健康相談、育児相談、
セカンドオピニオンなど

救急搬送人員に占める軽症者数の割合(令和4年)

■ 軽症者数: 21,285人 (42.1%)

救急搬送人員



(出典: 令和4年版消防庁救急救助の現況及び令和4年県防災消防年報)

軽症者が
4割以上

令和4年
救急搬送人員
50,550人

本県の救急車による搬送人数は年々増加しており、令和4年には5万人を超え、軽症割合が4割以上となっています。緊急性が高いときには救急車の要請を、そうでないときは症状等に応じたタイミングで医療機関を受診することで、緊急性の高い方へいち早く医療が行き届くようになります。



15歳未満のお子様の急な病気やケガで困ったら

小児救急医療相談

**365日
対応**

#8000

ダイヤル回線・IP電話は
019-605-9000

電話対応時間

午後7時から
翌朝午前8時まで

相談する医療機関に迷う場合や
「かかりつけ医」がない場合のご相談は

県民医療相談センター 019-629-9620

平日・日中 (9時~12時、13時~16時)

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設する。**

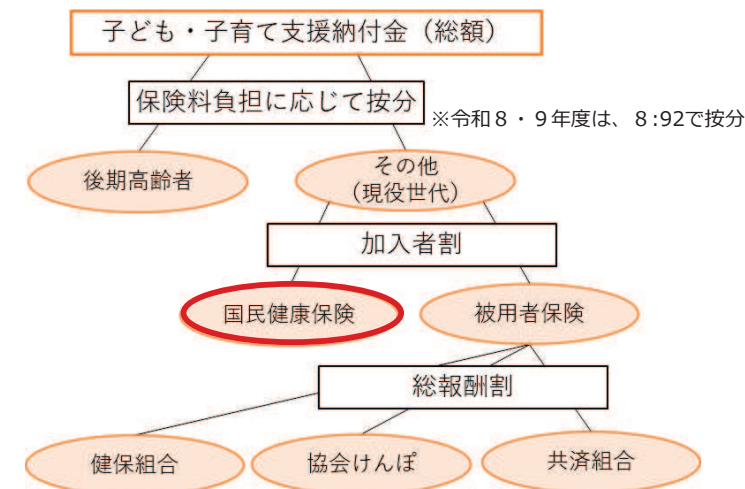
【子ども・子育て支援法】

- ① 政府は、**支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収**すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。

（※支援納付金対象費用）

- 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）（R7.4～）
- 共働き・子育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～））
- こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- 児童手当（R6.10～） ■ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

* 支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。



- ② 医療保険者から毎年度徴収する**支援納付金の額の算定方法等を定める（※医療保険者間、右図のとおり按分）**。

- ③ 内閣総理大臣は、**社会保険診療報酬支払基金に、支援納付金の徴収等の事務を行わせる**ことができることとし、その業務等を定める。

- ④ 政府は、**令和6～10年度までの各年度に限り、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において子ども・子育て支援特例公債を発行することができる**こととする。※償還期限は、令和33年度とする。

- ⑤ 附則において支援納付金の導入に当たっての経過措置・留意事項を定める。
- ・ **全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること**
 - ・ **令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）**
 - ・ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（R5.12.22閣議決定）を着実に進めること

【医療保険各法等】

- ① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示すこととする）。

- ② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、**支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。**

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

子どもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①／②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

(注1) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

(注2) 被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(※)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。

※ 令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

(注3) 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

(注4) 国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(※)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかると鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。

※ 年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいけない。

(注5) 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(※)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。

※ 年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいけない。

(注6) 介護分の保険料額は、第1号被保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)

加速化プランの実施に向けたスケジュール（支援金制度関係）

改正法案成立・公布

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
児童手当の抜本的拡充 - 所得制限の撤廃 - 高校生年代までの支給期間の延長 - 第3子以降の支給額増額（3万円）				
出産・子育て応援交付金 （予算事業）	妊婦のための支援給付（妊娠・出産時の10万円相当の給付金）として制度化			
こども誰でも通園制度 （試行的事業）	こども誰でも通園制度 （法定事業化）	こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付） （給付化）		
- 出生後休業支援給付（育児休業給付手取り10割相当）の創設 - 育児時短就業給付（時短勤務中の賃金の10%支給）の創設				
			国民年金第1号被保険者の保険料免除措置の創設 （約1.7万円／月（※令和6年度））	
子ども・子育て支援特例公債 （令和6～10年度まで） ※安定財源として、そのほか既定予算の最大限の活用等		支援金 加入者当平均月額 約250円	支援金 加入者当平均月額 約350円	支援金 加入者当平均月額 約450円

歳出改革・賃上げに向けた取組を先行・継続